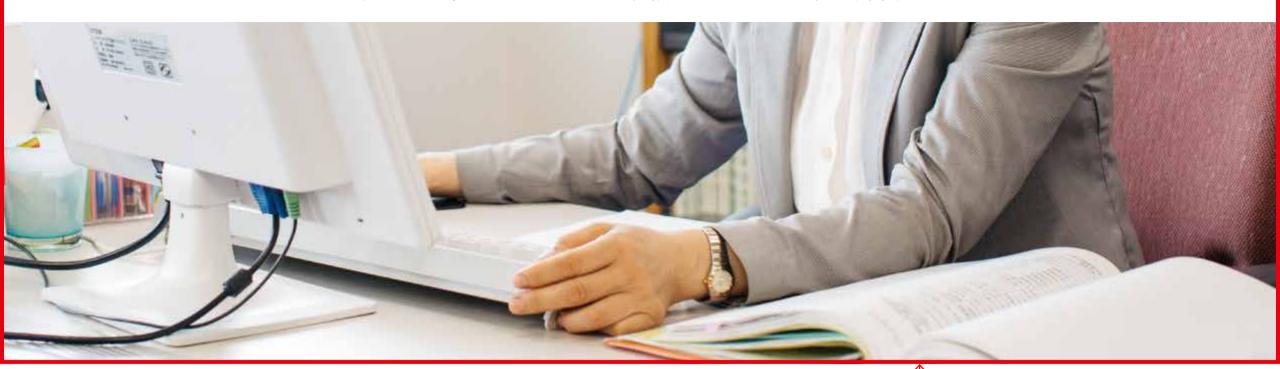
日々のBLOG

よくあるご相談や、争いになりやすい事柄についての記事を掲載しています。



☆ブログページは全てこれで統一

2016年10月05日

【親権者の指定】

夫婦の間に未成年の子供がいる場合、離婚に際して親権者を決める必要が あります。

親権者をどちらにするか、話し合いで合意できない場合は、家庭裁判所に離 婚調停を申し立てて、調停で話し合うことになります。調停でも解決できない場 合は、離婚裁判を提起し、裁判所が判決で決めることになります。裁判所は、 個々の事案について総合的に判断して親権者を決めますが、一般的な判断基 準は次のとおりです。

①監護の継続性の基準

父母が既に別居していて、父母のどちらかが子供を養育している場合、子供 に対する虐待や養育放棄などの特別の事情がない限り、現実に子供を養育監 護している側が優先されます。

②母親優先の基準

幼い子供については日常の世話が必要となりますが、これまで主に世話をして きた人が引き続いて養育することが子供にとって望ましいとされ、一般的には、 母親が主に世話していることが多いため、幼い子供については母親が優先とさ れています。

母親優先というよりも、母親的役割をしている人優先といった方がよいでしょ う。子供の年齢が上がれば、母親優先の基準はなくなります。

③子供の意思の尊重

15歳以上の未成年の子供については、親権者の指定についての裁判をす る場合には、その子供の陳述を聞かなければならないことになっています。また 、15歳以下の子供についても、子供の気持ちを傷つけないやり方で、子供の意 思を確認することが多く行われています。

なお、兄弟姉妹がいる場合、原則として、兄弟姉妹を分けることはしません。

ホーム | 次のページ>

記事は3つずつ表示

54px

最新の記事

2016年10月05日

事務所

WEBサイト開設の お知らせ 110px

2016年10月05日

事務所

WEBサイト開設の お知らせ

2016年10月05日

事務所

WEBサイト開設の お知らせ

30px

カテゴリー

事務所

記事…(16)

事務所…(0) その他…(0) その他

102px

30px

月別アーカイブ

- · 2018年6月 (6)——12pt
- ・2018年5月(6) 毎月記事数が
- ・2018年4月(6) 表示される。
- ・2018年3月 (6)
- 2018年2月 (6)
- 2018年1月 (6)
- 2017年12月 (6) • 2017年11月 (6)
- 2017年10月 (6)
- ・2017年9月 (6)
- 2017年8月 (6) • 2017年7月 (6)
- 2017年6月 (6)
- 2017年5月 (6)
- 2017年4月 (6)
- 2017年3月 (6)
- 2017年2月 (6) • 2017年1月 (6)
- 2016年12月 (6)

へページトップ

サイトマップ などの 説 明